

仕様書

1 件名

上下水道施設照明器具 LED 化業務

2 実施場所

- (1) 下関市豊浦町地内（別図 1 のとおり）
- (2) 下関市豊北町地内（別図 2 のとおり）
- (3) 下関市菊川町地内（別図 3 のとおり）
- (4) 下関市豊田町地内（別図 4 のとおり）

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 9 日まで

4 実施内容

本業務は、北部事務所管内（豊浦、豊北、菊川、豊田地区）における上水道と下水道の各施設（以下「上下水道施設」という。）の照明器具を LED 照明器具へ取り替えを行うものである。

(1) 上水道

- ア 豊浦地区（別表 1）
- イ 豊北地区（別表 2）
- ウ 菊川地区（別表 3）
- エ 豊田地区（別表 4）

(2) 下水道

- ア 豊浦中部浄化センター（別表 5）
- イ 豊田浄化センター（別表 6）
- ウ 豊北滝部浄化センター（別表 7）

5 提出書類

- (1) 材料使用承諾願
- (2) 業務写真（実施前、実施中、実施後）
- (3) 業務完了届

6 実施に当たっての注意事項

- (1) 実施日、使用材料、実施方法等について委託者と事前に協議をすること。

- (2) 必要な安全対策を行うとともに、上下水道施設又は第三者に損害を与えないように十分注意し行うこと。なお、万一上下水道施設又は第三者に損害を与えた場合は、委託者に直ちに報告を行うものとし、委託者の指導に従い受託者が補修、賠償すること。(修理費用等は受託者の負担とする。)
- (3) 作業場所は、上下水道施設であることを十分に認識し、使用機器の油漏れによる用地内の汚損がないよう、衛生面に注意すること。
- (4) 車両及び歩行者の通行に支障のないよう実施すること。
- (5) 撤去した既設の照明器具等は、関係法令に従い適切に処分すること。
- (6) 関係官公署その他関係機関への届出が必要な場合は、届出を行うこと。

7 その他

- (1) 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具(消せるボールペン等)は使用しないこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上、解決するものとする。

以上